

大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 令和2年3月6日(金)午後2時55分～午後3時40分
2. 開催場所 大和高田市 西会議室
3. 出席委員 (17名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	中江 彰	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	上田美加子	2	寺田 勉
3	鶴山 久雄	10	前田 全計	3	稲岡 丈介
4	小川 隆興	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	木下 浩明	13	本郷 保則		
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 会議書記の指名

- 第3 議事案件

- 議第1号 農地法第3条第1項規定について申請の件

- 議第2号 農地法第5条規定による申請の件

- 議第3号 農地法第18条第6項規定について通知の件

- 議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

- 議第5号 農地法第3条第2項第5号による下限面積(別段面積)の設定について

- 議第6号 平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

- 議第7号 その他

- 1) 生産緑地に係る主たる従事者証明について

- 2) 相続税猶予の適格者証明について

- 3) 使用貸借権の消滅について

- 4) 専決処分の報告について

- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

- 報告第2号 公共転用の通知の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から3月の定例委員会を開催致します。本日は、農業委員13名全員出席頂いておりますので、総会は成立していることを報告致します。なお、推進委員は4名全員出席頂いております。

(会長あいさつ)

議 長 それでは、議事日程、第1の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。
私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に5番、奥本委員と6番、木下委員のお二人を指名致します。

続いて議事日程、第2の会議書記の指名につきましては、事務局の龍局長と東浦補佐を指名しますので、よろしくお願い致します。

議 長 それでは、ただ今から議事日程、第3の議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明致します。

本件は、農地を農地として耕作するため、売買による所有権移転のための移動でございます。

番号1番、申請地、大字松塚□□□番1(田)現況(畑)□□□㎡、大字松塚□□□番1(田)現況(畑)□□□㎡、譲受人、大字田井、□□□□、譲渡人、大字松塚、□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、規模拡大のためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、5,433㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第7番目、広陵町 森本池より□に約□□□mのところでございます。

番号2番、申請地、春日町一丁目□□□番1(田)現況(畑)□□□㎡、譲受人、大字根成柿、□□□□、譲渡人、磯野町、□□□□、売買による所有権の移転で、申請理由は、相手方の要望によるためでございます。なお、譲受人の耕作地面積は、38,196㎡と下限面積は満たしております。場所は、調査順序表第8番目、春日町公民館より□へ約□□mのところでございます。

以上、議第1号につきましては2件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

続きまして、今回の申請に伴い記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させていただきます。

まず、譲受人が権利の取得後において、今回取得する農地を含めた、全部効率利用要件につきましては、受人の世帯の耕作に必要な機械の保有状況や農作業の従事からみて、いずれも現在保有しているすべての農地の耕作状況など、今後も引き続き効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。

次に、権利の取得後の常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員等の農作業の従事状況からして、取得後も農作業に常時従事することが見込まれます。

また、周辺の地域との調和要件につきましては、松塚につきましては以前より耕作地が松塚にあり、支障がないものと思われ、春日町につきましては、周辺の農家団体とも協力し行うとのことで、農業上の総合的利用には、支障がないものと考えます。

以上、今回の案件につきましては、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

(なしの声有り)

議 長 ご質問等ないようですので採決致します。それでは、議第1号、農地法第3条第1項について申請の件に賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、委員会処理に決定致します。

続いて、議第2号を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。

本件は、市街化調整区域の農地を売買による所有権移転及び賃貸借権の設定により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字田井□□□番(田)□□□□㎡、譲受人、五條市、□□□□、譲渡人、大字田井、□□□□、売買による所有権移転により、一戸建専用住宅6戸への転用申請でございます。場所は、調査順序表第6番目、近鉄浮孔駅より約□□m鈴木運輸□□のところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

番号2番、申請地、大字根成柿□□□番1(田)□□□□㎡、譲受人、大字根成柿、□□□□、譲渡人、大字根成柿、□□□□、売買による所有権移転により、露天駐車場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第3番目、根成柿墓地□□でございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

続いて議案書2頁をお願い致します。

番号3番、申請地、大字西坊城□□番1、□□番2、□□番、□□番1、□□番1地目はすべて(田)で面積は合計で4,419㎡、譲受人、橿原市、□□□□、譲渡人、大字西坊城、□□□□、橿原市、□□□□、持分1/2、東京都、□□□□、持分1/2、橿原市、□□□□、大字西坊城、□□□□、売買による所有権移転により、一戸建専用住宅15戸への転用申請でございます。場所は、調査順序表第5番目、春日神社□□のところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

番号4番、申請地、大字奥田□□□番1、□□□番1(田)面積は合計576㎡、譲受人、橿原市、□□□□□□□□□□、譲渡人、大字出、□□□□、持分1/2、神戸市、□□□□、持分1/2、売買による所有権移転により、露天資材置場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第2番目、JAならけん天満支店より□□に約□□□mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

番号5番、申請地、大字曾大根□□□番1(田)□□□□㎡、譲受人、片塩町、□□□□□□□□□□、譲渡人、東中一丁目、□□□□、持分1/2、□□□□、持分1/2、売買による所有権移転により、露天資材置場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第1番目、葛城コミュニティセンターより□□へ約□□□m、甘田川曾大根南橋より□に約□□□mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。

番号6番、申請地、大字奥田□□番1、(田)□□□□㎡、譲受人、大字松塚、□□□□□□□□□□□□□□□□、譲渡人、生駒市、□□□□、賃貸借権の設定により、介護福祉施設への転用申請でございます。場所は、調査順序表第4番目、奥田弁天池より□に約□□mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。以上、議第2号につきましては6件の申請でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき

適当であると考えます。

次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請者からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手し完了まで約1年見込んでおりますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると考えます。

2番、根成柿の農地区分は、宅地化が進んでいる街区の宅地の面積が4割を超えており第3種農地と判断致します。資力及び信用につきましては、自己資金でまかなう計画で金融機関の残高証明書が添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、許可後すぐ着工し2ヶ月で完成ということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用後、自身が経営している会社の駐車場として貸し付ける計画で、駐車台数からして妥当な面積であると考えます。

3番、西坊城の農地区分は近鉄浮孔駅より約1km内に位置し第2種農地と判断致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては許可後よりすぐに着工し約6ヶ月で完成とのことで確実と考えます。また計画面積につきましては、宅地15戸、調整池、公園に転用されますので妥当な面積であると考えます。

4番、奥田の農地区分は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるため第1種の例外として転用可能と判断致します。資力及び信用につきましては、会社の資金でまかなう計画で金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては許可後よりすぐ着工し、約1ヶ月で完成する計画で確実と考えます。また、計画面積につきましては利用計画図にある建築資材等の配置が適当であり妥当な面積であると考えます。

5番、曾大根の農地区分は、JR新庄駅より約1km内に位置し、第2種農地と判断致します。資力及び信用につきましては、自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しが添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては許可後よりすぐに着工し約1ヶ月で完成とのことで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画図からして妥当な面積であると判断致します。

6番、奥田の農地区分につきましては宅地化の進む街区の中に位置し、宅地化の割合が街区の40%以上を占め第3種農地と判断致します。資力、及び信用につきましては、自己資金と金融機関の借入れと県からの補助金を利用し建築する計画でその裏付け資料は添付されており、転用目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、令和2年6月より着工し、令和3年3月に完成し、4月より開所予定をされているようで確実と考えます。また、計画面積につきましては、利用計画配置図からして妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。議第2号、農地法第5条規定による申請の件についてについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第2号は県へ送付することに決定致します。続いて、議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第3号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。

本件は、農地の耕作権について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字神楽□□□番1(田)□□□□㎡、借受人、神楽二丁目、□□□□□、貸出人、神楽二丁目、□□ □、解約理由は、耕作者変更のためでございます。以上、議第3号につきましては1件の通知でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。

何かございましたら挙手をお願い致します。

(なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、議第3号は事務局処理と致します。

続いて、議第4号を議題と致しますが、中江委員さんの親族が申請人となっている事案でございますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願いします。

(中江委員退席)

それでは事務局より説明願います。

事務局 議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。

本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、設定を受ける者、大字吉井、□□□□、設定する者、大字根成柿、□□□□、設定する農地、大字根成柿□□□番1の一部(田)□□□□㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市の公告日の翌日から令和4年11月30日までの約3年間でございます。

整理番号2番、設定を受ける者、南陽町、□□□□、設定する者、南陽町、□□□□、設定する農地、大字曾大根□□□番1(田)□□□□㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、令和2年5月1日から令和8年4月30日までの6年間でございます。

整理番号3番、設定を受ける者、大字曾大根、□□□□、設定する者、南陽町、□□□□、設定する農地、大字曾大根459番1(田)□□□□㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、令和2年5月1日より令和8年4月30日までの6年間でございます。

整理番号4番、設定を受ける者、広陵町、□□□□、設定する者、奈良市、□□□□、設定する農地、大字築山□□□番(田)□□□□㎡、利用権の種類は使用貸借権

の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、令和2年4月1日より令和5年3月31日までの3年間でございます。

続きまして、4頁に移ります。

整理番号5番、設定を受ける者、葛城市、□□□□、設定する者、京都府、□□□□相続人 □□□□、設定する農地、大字市場□□□番（田）□□□□㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、市の公告日より令和5年2月28日までの約3年間でございます。

続いて6番7番ですが、中間管理事業推進法の改正により、今まで一旦中間管理権を中間管理機構と設定し、配分計画を県の認可により利用権を設定していたものを、他の利用権設定と同様の手続きで行うこととなったため設定を受ける者が、中間管理機構と耕作者併せて同時にすることとなりました。

整理番号6番、設定を受ける者、樫原市、なら担い手・農地サポートセンター、宇陀市、□□□□、設定する者、大字松塚、□□□□、設定する農地、大字松塚□□□番、□□□番、□□□番、すべて田で、面積は合わせて□□□□㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、令和2年4月1日より令和12年3月31日までの10年間でございます。

整理番号7番、設定を受ける者、樫原市、なら担い手・農地サポートセンター、宇陀市、□□□□、設定する者、大字神楽、□□□□、設定する農地、大字神楽□□□番1、□□□番、□□□番、すべて田で、面積は合わせて□□□□㎡、利用権の種類は使用貸借権の設定で、水稻を作付けしての利用でございます。利用期間は、令和2年4月1日より令和12年3月31日までの10年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。

この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しまして、その旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手をお願い致します。何かございませんか。

（なしの声あり）

議長 　なしとの声がありましたので、異議などがないということで採決致します。

それでは、議第4号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので議第4号は、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。

次に議第5号を議題と致しますが、次に入ります前に中江委員の入室をお願い致します。（中江委員入室、着席）

それでは、事務局より説明願います。

事務局 　議案書5ページをお願い致します。

議第5号、農地法第3条第2項第5号による下限面積（別段の面積）の設定について説明を致します。

これにつきましては、平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できることになっています。

また、農業委員会の適正な事務実施について、平成22年12月22日付の農林水産省経営局長通知の一部改正により、各農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとされました。

これに基づきまして、令和2年度の下限面積（別段の面積）の設定について、次のとおり提案するものでございます。

農地法施行規則第17条第1項の適用について、方針、現行の下限面積（別段の面積）20アールの変更は行わない。

理由、令和2年1月末現在の農家台帳システムに登録されている管内の農家で20アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の4割を下らないためでございます。以上でございます。

議 長 ただ今、議第5号について事務局から説明ありましたが、この件につきましては農政部会でご審議をお願い致しておりますので、その結果を部会長より報告をお願い致します。

部会長 それでは報告させていただきます。2月の委員会終了後に農政部会を開催し、来年度の下限面積について検討致しました。議案書5ページに載せておりますとおり、令和2年1月末現在の下限面積20アール未満の農家戸数が全体の40%を超えており昨年とあまりかわらない状態で、遊休農地も減少傾向ですので、現状とおり20アールのままでよいのではないかという検討結果となりました。以上、報告致します。

議 長 ただ今、議第5号について部会長より報告のあったとおりですが、この件につきまして何かご質問などございましたら挙手でお願いします。

7 番 これは、あまり変わらなくても毎年諮らないといけないものなのですか。

議 長 法律で決まっていますので、毎年一回は検討しなければなりません。

その他質問ありませんか。

議 長 他にご質問などが無いようですので、採決致します。

それでは、議第5号について原案のとおり、別段の面積は20アールに決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議第5号、第3条第2項第5号による別段の面積は20アールとさせていただきます。

続きまして、議第6号、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について議題と致します。

なお、この件につきましても農政部会でご審議頂いておりますので、弓場部会長より説明をお願い致します。

部会長 説明させていただきます。活動の点検・評価並びに活動計画について2月委員会終了後の農政部会において、事務局（案）を検討致しました。活動の点検・評価（案）については、平成31年度の活動については、遊休農地解消活動にも取り組み、担い手に貸し付けし遊休農地の面積も減少し、また「人・農地プラン」作成のため支部の総会

等にも寄せていただき、今後の地域の農業について意見交換などを行ってまいりました。それなりの活動が出来たと考えております。あとの数字につきましては、実際に成果のあった数字等を入れております。活動計画につきましては、7月以降、新農業委員及び推進委員さんの活動になりますので、平成31年度と同様の活動計画とさせてもらっております。内容等をご確認いただきまたご意見お願い致します。農政部会におきましては、この案のとおり議案としてお諮り頂くことに決定致しました。

以上、部会の審議結果の報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、農政部長より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声あり）

議長 　なしとの声を頂きましたので採決致します。

それでは、議第6号、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議長 　全員賛成ですので、平成31年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和2年度の活動計画（案）として、市のホームページ等に掲載することと致します。

次に議第7号、その他の1番を議題と致します。それでは事務局から説明願います。

事務局 　議第7号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、生産緑地法における農業の主たる従事者の証明の願い出をされています。これは、後に市の都市計画課に申請されます農地の買取り申出の申請書類の一部として、この証明書の添付が必要になるものでございます。

番号1番、買取り申出の農地、三和町□□□番3（田）□□□□㎡、申出者 □□□□□□□□成年後見人 □□□□、買取り申出事由の生じた者、□□□□□□、買取り申出事由は、疾病のためでございます。なお、申請書類等は、具備致しております。

本件の農業の主たる従事者の確認をするにあたりまして、あらかじめ事務局で証明に伴う調査書により、令和2年2月26日に事実確認調査を致しております。本件の調査確認と致しまして、本人が農地基本台帳に登載されていること、また買取り申出農地を、現地調査により農地として耕作されていること、あるいは耕作出来る状況であること、さらに地元農家支部長さんへの照会により、以前は本人が農地の管理をしていたことなどについて、確認を致しております。

以上の審査の結果、□□□□□さんが生産緑地法第10条に基づく農業の主たる従事者であるとの判断を致しております。ご決定を頂きますと、申出者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件について何かご意見、ご質問等のある方は挙手をお願い致します。

議長 　ご質問等ありませんか。ないようですので採決致します。それでは、議第7号、その他の1番、生産緑地に係る農業の主たる従事者に関する証明の件について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第7号、その他の1番については、事務局処理に決定致します。次に、議第7号、その他の2番について議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第7号、その他の2番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について説明致します。本件は、租税特別措置法第70条の6の規定の適用を受けるため、証明の願出をされているもので、税務署への相続税申告の書類の一部として必要になるものでございます。

番号1番、所在地、大字市場□□□番1外4筆 地目はすべて田、面積は、合計6,550㎡、相続人、大字有井、□□□□、被相続人、大字有井、□□□□、
番号2番、所在地、大字有井□□番2、□□番2 地目はすべて田、面積は、合計624㎡、相続人、大字有井、□□□□、被相続人、大字有井、□□□□、
以上の調査内容と致しまして、相続人が引き続き農業経営を行うとのことでありますので、あらかじめ事務局で、証明に伴う調査書により令和2年2月26日に現況が適切な農地であり、以前より相続人が耕作の手伝いをされていることの実確認を致しましたので、適格要件を満たしているとの判断を致しております。ご決定を頂きますと申請者に証明書を交付するものでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局より説明のあったとおりですが、この件につきまして何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ご質問などがないようですので採決致します。それでは、議第7号、その他2番について、承認することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第7号、その他の2番、相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認については、事務局処理に決定致します。それでは議第7号、その他の3番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第7号、その他の3番、使用貸借契約の消滅について説明致します。
番号1番、解約する農地、大字松塚□□□番1(田)□□□㎡、大字松塚□□□番、(田)□□□㎡、大字松塚□□□番、(田)□□□㎡、借受人、葛城市、□□□□、貸出人、大字松塚、□□□□□、借受人変更のためでございます。

以上、利用権設定による使用貸借契約の消滅については、1件の通知でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見ご質問等ございませんか。異議ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご意見ご質問等ないので、異議がないものとして採決致します。
それでは、議第7号、その他の2番、使用貸借契約の消滅について承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので議第7号、その他の3番は、事務局処理に決定致します。
次に入ります。議第7号、その他の4番を議題と致します。事務局から説明願います。

事務局 議第7号、その他4番、専決処分の報告について報告1号、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件について説明致します。

本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、令和2年1月26日から令和2年2月24日までの報告分でございます。

番号1番、転用届出地、中今里町□□番1(田)□□□□㎡、中今里町□□番4(田)□□㎡、中今里町□□番1(田)□□□㎡、譲受人、東大阪市、□□□□□□□□、譲渡人、今里町、□□□□、売買による所有権移転により露天資材置場への転用届出であります。令和2年2月18日に確認委員の今村会長に連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、第5条関係1件の専決処分の事後報告でございます。

議長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。

何かございましたら挙手でお願い致します。

(なしの声あり)

議長 ないようですのでこれで報告第1号を終わります。

次に報告第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第7号その他4番、専決処分の報告について報告第2号、公共転用の通知の件について説明致します。

農地法施行規則第53条第5号において、地方公共団体が当該市町村の区域内にある農地を、道路、河川、水路、その他施設等(施行規則25条第1号から第3号までにかかげる施設)の用に供するためのものは許可不要でございますが、農業委員会に通知としてお知らせ頂いているものでございます。

番号1番、転用届出地、南陽町□□□番1(畑)□□㎡、譲渡人、橿原市、□□□□、転用目的は、大和高田市が道路に転用するためでございます。

番号2番、転用届出地、蔵之宮町□□□番2、□□□番3(畑)面積は合計で7.92㎡、譲渡人、南陽町 □□□□持分1/2、甘田町、□□□□□持分1/2、大和高田市が道路に転用するためでございます。

以上、公共転用の通知につきましては2件の通知でございます。

議長 報告第2号、公共転用の通知の件については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。

議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。他にないようでしたら、委員の皆様方には大変ご苦労様でした。

これで3月委員会を終らせて頂きます。ありがとうございました。

議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長 今村平治郎

署名委員 奥本正嗣

署名委員 木下浩明